

職務内容書

地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪市立自然史博物館 館長

【対象ポストの使命、求められる人物像】

大阪市立自然史博物館は、昭和25年（1950）に大阪市立美術館の2階で展示を開設しました。その後、昭和33年（1958）には、大阪市西区鞠の元鞠小学校校舎へ移転し、昭和49年（1974）に現在の長居公園内に新たに施設を建設し、移転・開館しました。また、この間の運営は、設立時の直営から指定管理者制度を経て、平成31（2019）年度からは、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下、「当機構」という）が担っています。

公募対象館長として大阪市立自然史博物館（職員25名）を代表し、強いリーダーシップを発揮し、以下に掲げる館の使命達成に向けた業務を総理するとともに、中期目標を達成するため当機構が掲げる計画を確実に実施できる能力を有する者を求めています。

【館の使命と目標】

- ・ 大阪の「自然の情報拠点」として自然史博物館の機能を発展させていきます
- ・ 社会教育施設として、人々の知的好奇心を刺激し、自然を見つめる学習の援助を行います
- ・ 地域との連携を促進してより広範な市民との交流に努めます
- ・ 他の機関との連携を進め、ノウハウの交流に努めます
- ・ 魅力ある効率的な博物館づくりをめざします

大阪市立自然史博物館：<https://omnh.jp>

地方独立行政法人大阪市博物館機構：<https://ocm.osaka/>

1. 機関名：大阪市立自然史博物館

当館は、当機構の目的や館の使命達成に向け、以下の業務を行うこととしている。

- (1) 博物館等を設置すること。
- (2) 自然に関する実物、標本、現象に関する資料その他の資料（以下「博物館等資料」という。）を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- (3) 博物館等資料に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) 博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧に関する調査研究を行うこと。
- (5) 博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧並びに前号の調査研究に関する教育及び普及の事業を行うこと。
- (6) 市民の生涯学習の機会を提供すること。
- (7) 博物館等資料を貸し出し、及び交換すること。
- (8) 他の博物館等、学校、学会その他の国内外の関係機関と連携し、及び協働すること。
- (9) 第1号の博物館等の運営に関する調査研究及び評価等を行うこと。
- (10) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2. ポスト：館長1名（任期5年：令和8年4月1日～令和13年3月31日）

契約は1年ごとに更新します。

ただし、70歳に達する日の属する事業年度の終了する日を超えての継続は致しません。

また、大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程の対象となる方は別途大阪市の承認が必要となるほか、65歳に達する日の属する事業年度の終了する日を超えて契約更新することはできません。

3. 職務内容

館の基本的な経営方針を立案し、設立団体の長（大阪市長）が定める中期目標及びその達成のため当機構が定める中期計画に基づく上記1にかかげる業務及び下記の事項を総理する。あわせて、館の事業を通じて、当機構定款第1条に定める設置目的の達成を図る。

(1)館の経営

設立団体の長の認可を受けた中期計画及び設立団体の長に届け出た年度計画に基づいて当機構が行う大阪市立自然史博物館の業務全体を総理する。その際、上記1に掲げる業務と業務運営の効率化を両立させるために強いリーダーシップを発揮し、課題となっている館の老朽化にかかる対応策についての検討も含めた経営資源の効果的な配分、内外の情勢変化に対応した弾力的かつ効果的な計画の見直しを行うとともに、経営リスクの管理を行う。

(2)内部統制と館経営の健全性確保

館を代表して、適時適切な意思決定を行うとともに、当機構の経営会議や理事会等を通じて、館の経営や業務運営に関して外部の意見を聴き、これを館の経営に反映する。同時に、広報活動や情報開示を推進して館の業務運営の透明性の確保を指導する。また、館職員のコンプライアンス（法令遵守、企業倫理）の徹底を図る。職員の多様な働き方を踏まえた職務環境の醸成など、職員の多様性を活かした経営をする。

(3)機構への貢献

館を代表して、当機構の他館との連携・協働を図り、機構の設置目的の達成に貢献するとともに、当機構運営全般の意思決定機関である経営会議等を通じて当機構全体の運営に関わる重要事項についての判断を行う。

(4)外部関係機関との連携

長居公園内に立地していることから公園管理者と連携を図り、効果的・効率的な運営を行うことはもとより、国内外の博物館、大学、研究機関、大阪市の諸機関、NPO法人・民間企業等の関係機関と十分に連携し、円滑な業務運営を図る。

○ 地方独立行政法人大阪市博物館機構定款（抄）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、博物館及び美術館（以下「博物館等」という。）

を設置して、歴史、美術、自然、科学及び科学技術に関する資料等を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、当該資料等に関する調査研究及び普及活動を通じて、市民の文化と教養の向上を図るとともに、学術の発展に寄与することを目的とする。

4. 勤務条件等

(1)勤務条件 ※下記条件等は令和7年4月1日時点のものであり、変更する場合があります。

- ・ 勤務形態：常勤
 - ・ 休日：4週8休（勤務シフトによる）、年末年始（原則12月29日～翌1月3日まで）
 - ・ 勤務地：大阪市立自然史博物館（大阪市東住吉区）
 - ・ 給与：年収1,000万円（税込）に10%（100万円,税込）を上限とする業績給を加算
通勤手当（月額上限 55,000円）等
賞与及び住居手当は支給しない。
 - ・ 福利厚生：法令の定めるところにより、大阪市職員共済組合（健康保険、年金）、大阪市職員互助会、地方公務員災害補償基金、雇用保険に加入
 - ・ 危機管理：地震等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり
- ※大阪又は近郊に居住可能な者に限る

(2)選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考する。
 - ① 一次選考（(3)の応募書類による選考）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 当機構理事会の審議を経て理事長が任命

(3) 応募書類等

- ・ 【必須】履歴書（別紙指定様式①）と同書記載の主要業績に係る成果物のうち、主要な論文等については3点まで。主要な著作については1点までの合計4点まで、
- ・ 【必須】自己アピール文書（以下について、別紙指定様式②で2枚（2,500字）以内）
 - ① 自身の知識・経験、能力・実績等を踏まえ、今回の公募に応募した動機・理由
 - ② 今回応募する職務に関連した提言、抱負
 - ③ 自分自身について、職務に関し優れていると考えられる点 など
- ・ 【任意】推薦書（他者の推薦がある場合は提出することができます、別紙指定様式③で800字程度）

5. 欠格事項

当機構有期雇用職員就業規則第6条に該当する場合は、応募することはできません。

○ 地方独立行政法人大阪市博物館機構有期雇用職員就業規則（抄）

第6条 受験の資格要件は、採用する職に必要な年齢、経験、学歴、免許等の条件を有することとし、理事長が別に定める。ただし、次の各号に該当する者は職員となることができない。

(1) <削除>

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 当機構又は大阪市において懲戒解雇の処分又はこれに相当する処分を受けた者であって、当該処分の日から2年を経過していない者

(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

<参考>大阪市立自然史博物館の現況と課題について

1. 大阪市立自然史博物館について

大阪市立自然史博物館は、昭和25年（1950）に大阪市立美術館の2階で展示を開設しました。その後、昭和33年（1958）には、大阪市西区鞠の元鞠小学校校舎へ移転し、昭和49年（1974）に現在の長居公園内に新たに施設を建設し、移転・開館しました。また、平成13年（2001）には、併設する花と緑と自然の情報センターの開設に伴い、「大阪の自然誌」をテーマに展示コーナーを新設するとともに、新たな特別展示室（ネイチャーホール）や収蔵庫を整備しました。

収蔵品は約199万点（2023年度末）を超え、種の同定作業の世界基準となる模式標本は約1,700点にのぼります。また、本館ではエントランス部分（ナウマンホール）から、第1（身近な自然）、第2（地球と生命の歴史）、第3（生命の進化）、第4（自然のめぐみ）、第5（生き物の暮らし）の各室で、ハンズオンを含めた常設展示を展開するとともに、特別展示室では、館の自主企画による特別展や、メディアと共催の巡回展を展開しています。令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響による休館やイベントの中止が相次いだものの、ほぼ収束した令和5年度（2023）は、特別展「恐竜博2023」で17万人、常設展では39万人の観覧者を得ています。調査研究では、科学研究費補助金や民間助成金を積極的に獲得し、市民の参加も得つつ実施し、その成果は特別展等で結実させています。

当館の特徴の一つが教育・普及活動に注力していることです。令和5年度は年間、175回の行事を行い、オンラインでの参加者を合わせて11,886人の参加者を得ています。あわせて、市民やアマチュア研究者、さらにはNPO法人大阪自然史センターと積極的に連携した様々な活動を展開しています。自然史センターと共催する「自然史フェスティバル」は、2日間で125団体、1万9千人の参加者を得る盛況ぶりです。

2. 現況と課題

機構発足初年度は年間約29万人を数えた常設展観覧者は、新型コロナウイルス感染症の影響による休館などの影響により令和2年度は約10万人、令和3年度は約18万人と落ち込んだものの、収束が見え始めた令和4年度は約25万人、令和5年度は約39万人とV字回復しました。特別展についても令和5年度は非常に好調で約30万人の動員となりました。

施設については、昭和49年（1974年）の開設から50年以上経過し、非常に老朽化が進んでいる状況であり、当施設の最大の課題となっています。

大阪市立自然史博物館 利用者数及び事業費の推移

別表1) 利用者数の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
常設展	290,812	102,488	177,377	247,423	390,745
特別展	156,415	8,261	90,427	113,842	296,779
計	447,227	110,749	267,804	361,265	687,524

別表2) 収支の推移

(単位：千円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
支出	329,569	346,475	370,314	421,952	459,122
収入	52,923	22,732	37,757	89,150	194,160
差	276,646	323,743	332,557	332,802	264,962

別表3) 支出内訳の推移

(単位：千円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
平常展	4,461	2,903	2,324	4,642	3,635
特別展	20,231	2,079	9,972	34,727	63,940
その他事業費	1,235	220	▲19	▲774	▲636
調査研究等	19,577	12,000	10,235	15,102	19,521
普及・広告等	0	5,571	6,785	7,555	7,547
施設管理費	119,564	122,468	139,994	152,295	145,011
一般事務費 (人件費含む)	164,501	201,234	201,023	208,405	220,104
合計	329,569	346,475	370,314	421,952	459,122